

令和 6 年度第 2 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 1 月 2 8 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 6〕

① 件 名
職員の仕事と育児・介護の両立支援制度の拡充等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中、誰もが年齢や性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が令和 6 年 5 月 3 1 日に公布され、民間労働法制において、仕事と生活の両立支援が拡充されることとなった。 人事院においても同年 8 月 8 日に国会及び内閣に対して行った、「公務員人事管理に関する報告」の中で、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明記され、関係法令、関係規則の改正等により、対応する民間労働法制の施行（令和 7 年 4 月 1 日）から遅れることなく実施することとされている。 【目的】 本市においても、国家公務員の勤務条件との均衡の原則に基づき、国家公務員に係る対応等を踏まえ、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化のほか、超過勤務の免除の見直し等を行うことにより、市職員が仕事と育児・介護の両立に必要な制度を選択できるよう支援するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 5 月 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布 8 月 人事院は、内閣及び国会に対して、「公務員人事管理に関する報告」を提出
⑤ 主な内容
1 超過勤務の免除に係る対象範囲の拡大 対象となる職員の範囲を、3 歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大する。 2 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等 職員が家族の介護を必要とする旨を申し出た場合における仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知及び意向確認を行う。また、4 0 歳に達した職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等に関する情報提供を行う。 3 勤務環境の整備に関する措置 介護両立支援制度等に係る研修の実施、相談体制の整備及び勤務環境の整備等の措置を講じる。 4 改正が必要となる条例 (1) 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (2) 石巻市職員の育児休業等に関する条例

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するとともに、職員が仕事と育児・介護の両立に必要な制度を選択できる勤務環境の整備など、働きやすい職場づくりの実現に寄与する。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
全国の自治体でも同様の改正が行われる。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について提案（施行予定年月日：令和7年4月1日）
⑨ その他